

# 若者向け選挙啓発リーフレットデザイン作成業務委託 参加仕様書

## 1 委託業務の概要

- (1) 名称 若者向け選挙啓発リーフレットデザイン作成業務委託
- (2) 期間 契約締結の日から令和6年9月30日(月)まで
- (3) 内容 別添「業務委託仕様書」のとおり

## 2 契約上限額

2,090,000円(消費税及び地方消費税を含む。)

## 3 参加条件

次に掲げる条件をすべて満たした者とします。

- (1) 参加者資格
  - ① 企画提案コンペ参加資格確認申請書(第1号様式)及び同申請書3に記載の添付書類を提出した者。
  - ② 当該企画提案コンペに係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
  - ③ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第三十二条第一項各号に掲げる者でないこと。
- (2) 最優秀提案者資格
  - ① 三重県建設工事等資格(指名)停止措置要領により資格(指名)停止を受けている期間中である者でないこと。
  - ② 三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。
  - ③ 三重県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

## 4 参加手続

企画提案コンペの参加希望者は、企画提案コンペ参加資格確認申請書(第1号様式)及び同申請書3に記載の添付書類を提出してください。

- (1) 提出期限  
令和6年8月8日(木)15時まで(必着)
- (2) 提出先  
〒514-8570 三重県津市広明町13番地  
三重県地域連携・交通部 市町行財政課 選挙班(三重県庁2階)  
(三重県選挙管理委員会事務局)
- (3) 提出方法  
上記の提出先へ持参又は郵便、民間事業者による信書便により提出してください(メール及びファクシミリでの提出はお受けできません。)

なお、郵送等により提出する場合は、提出期限までに、電話にて「15 担当部局」に書類の受理確認を行ってください。

(4) 参加資格確認結果

令和6年8月20日（火）までに電子メールにて通知します。

## 5 企画提案書等の提出

提案者は、下記のとおり企画提案資料を提出期限までに提出してください。

なお、提案の提出は、1事業者につき1件までとします。

(1) 提出期限

令和6年8月26日（月）17時まで（必着）

(2) 提出先

〒514-8570 三重県津市広明町13番地  
三重県地域連携・交通部 市町行財政課 選挙班（三重県庁2階）  
（三重県選挙管理委員会事務局）

(3) 提出方法

上記の提出先へ持参又は郵便、民間事業者による信書便により提出してください（メール及びファクシミリでの提出はお受けできません。）。

なお、郵送等により提出する場合は、提出期限までに、電話にて「15 担当部局」に書類の受理確認を行ってください。

(4) 提出を求める企画提案資料及び提出部数

以下のとおり、書類を提出してください。なお、様式名が記載されていないものは、任意様式で提出してください。

① 見積書 8部（正1部、写し7部）

- ・見積金額は、本業務の履行に要するすべての経費を含めて記載すること。
- ・費用の内訳を可能な限り記載すること。
- ・見積書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した額（当該金額が1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって契約金額とするため、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載すること。

② 提案事業者の概要書 8部（正1部、写し7部）

提案事業者の組織概要（名称、所在地、設立年月日、資本金、従業員数等）、組織体制（主な事業所を含む）、沿革等を簡潔に記載したもの。

③ 企画提案書 8部（正1部、写し7部）

原則A4版・両面長辺綴じ印刷・文字サイズおおむね11ポイント以上  
リーフレットデザイン案（4パターン）のみA3版（原寸大）で提出すること。

記載内容

企画提案の内容

- ・三重県の若者が選挙に対して親しみを持ち、投票意識を高揚させるような若者向けリーフレットを、小学生、中学生、高校生、大学生等・20歳（旧新成人）それぞれの年齢層の読み手に合わせた内容でデザインを作成すること。
  - ・リーフレットのデザイン案は受託者側で①小学6年生、②中学3年生、③高校3年生、④大学生等・20歳（旧新成人）向けの4パターンをそれぞれ提示すること。
- （各年代に対してどのように伝えるか、デザインの意図を含めて提案すること。）

## 6 最優秀提案の選定

### (1) 企画提案書等の選定

本仕様書に基づき提出された企画提案資料について、別に設置する「若者向け選挙啓発リーフレットデザイン作成業務委託 企画提案コンペ選定委員会」（以下「選定委員会」という。）において審査の上、最優秀提案を選定し、その提案資料を提出した者と契約を締結します。

審査基準は次のとおりです。

#### ①的確性

- ・企画提案の内容は、業務の目的を理解し、仕様書に定める要件をすべて満たしたうえで、目的達成のために効果的な手法及び内容が、具体的に提案されているか。

#### ②企画性（比重配点×2）

- ・リーフレットは若年層（10代、20代）の選挙への理解を深め、投票行動を促進する内容となっているか。
- ・小学生、中学生、高校生、大学生等・20歳（旧新成人）それぞれの読み手に合わせたデザイン及び内容となっているか。
- ・デザイン提案について、創意工夫がみられるなど、効果的な提案ができているか。

#### ③経済的合理性

- ・見積額及び積算内訳・根拠は適当か。また、費用対効果の観点から事業予算額は効率的であるか。

(2) 審査結果については、すべての企画提案者に対して速やかに通知します。

(3) 最優秀提案者については、契約保証金の免除を判断するため、過去3年間に当該契約と規模をほぼ同じくする契約（又はそれ以上）を締結し、当該契約を履行した実績の有無を示す証明書（契約実績証明書（第2号様式））を速やかに提出してください。また、契約締結時には、下記の納税証明書及び納税確認書が各1部必要となりますので、速やかに提出してください。

- ・消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その3・未納税額のない証明用）」（所管税務署が過去6月以内に発行したもの）の写し
- ・三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあつては「納税確認書」（三重県の

県税事務所が過去6月以内に発行したもの)の写し

## 7 質疑応答

質問事項の取扱いについては、下記のとおりとします。

### (1) 質問の受付期間

入札公告の翌日から令和6年8月2日(金)17時まで(必着)

### (2) 質問の方法

質問申請書(第3号様式)について、「15 担当部局」あてに電子メールにより提出してください。電子メールの送信後、必ず電話にて受理確認をしてください。

### (3) 質問の内容

質問は、原則として、当該委託業務にかかる条件や応募手続き等の事項に限るものとし、企画内容に関するもの、他の応募者の提案書提出状況に関するもの、積算に関するもの及び採点に関するものにはお答えできませんので、ご了承ください。

### (4) 質問に対する回答

受け付けした質問に対する回答は、令和6年8月6日(火)までに、三重県ホームページの「企画提案コンペ等情報」に掲載します。

なお、質問申請書の提出の有無にかかわらず、企画提案資料の提出前には質問内容に対する回答ページをご確認ください。

## 8 無効となる提案

次のいずれかに該当するときは、その者の参加及び提案は無効とします。

- (1) 企画提案に参加する資格がない者が提案したとき。
- (2) 提案者が同一事項の企画提案コンペに対して2以上の提案をしたとき。
- (3) 提案者が他人の提案の代理をしたとき。
- (4) 参加に際して事実と反する申込みや提案などの不正行為があったとき。
- (5) 提出書類が提出期限を超えて提出されたとき
- (6) 見積金額が契約上限額を超えているとき。
- (7) その他、契約担当者が予め指示した事項に違反したとき及び提案者に求められる義務を履行しなかったとき。

## 9 契約方法に関する事項

- (1) 契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とします。ただし、会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者(以下これらを「更生(再生)手続中の者」といいます。)のうち三重県建設工事等

入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者（会社更生法第 199 条第 1 項の更生計画の認可又は民事再生法第 174 条第 1 項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限り、）が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の 100 分の 30 以上とします。

また、三重県会計規則（以下「規則」という。）第 75 条第 4 項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規則第 75 条第 4 項第 1 号、第 2 号又は第 4 号に該当するときを除き、更生（再生）手続中の者については、契約保証金を免除しません。

- (2) 契約は、三重県地域連携・交通部市町行財政課で行います。
- (3) 契約書は 2 通作成し、双方各 1 通を保有します。

## 10 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

三重県は、受託業者が三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱第 3 条又は第 4 条の規定により、三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとします。

## 11 不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置

- (1) 受託業者が契約の履行にあたって「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下、暴力団等という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとします。
  - ① 断固として不当介入を拒否すること。
  - ② 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
  - ③ 「15 担当部局」に報告すること。
  - ④ 契約の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、担当部局と協議を行うこと。
- (2) 受託業者が上記 1 1 (1) ②又は③の義務を怠ったときは、三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱第 7 条の規定を準用し、三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止等の措置を講じます。

## 12 検査

契約条項の定めるところによります。

## 13 契約代金の支払い方法及び支払い時期

契約条項の定めるところによります。なお、契約代金は、委託業務が完了し、三重県の検査に合格した後に支払うこととします。

## 14 その他

- (1) 企画提案コンペ及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨については、日本語及び日本国通貨に限ることとします。
- (2) 提案に必要な一切の費用は、各提案者の負担とします。
- (3) 企画提案書提出後、事業者が決定するまでの間は、企画提案書に記載された内容の変更を認めません。
- (4) 企画提案書は、契約に至った場合に使用する他、事業者選定以外には使用しないものとし、県の文書規程に従い管理を行います。また、提出のあった各提案書については、返還を行いません。
- (5) 提出された提案書については、三重県情報公開条例に基づき情報公開の対象となります。ただし、企業秘密など公開することで提案者に不利益を与える部分は、原則として公開しないので、その部分を明記してください。
- (6) その他必要な事項は、三重県会計規則の規定によるものとします。

## 15 担当部局

〒514-8570

三重県津市広明町13番地

三重県地域連携・交通部 市町行財政課 選挙班

(三重県選挙管理委員会事務局) (担当：永井)

電話 059-224-2172 FAX 059-224-2371

E-mail [senkan@pref.mie.lg.jp](mailto:senkan@pref.mie.lg.jp)